

余熱利用施設及び

(仮称) 本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

指定管理に関する年度協定書 (案)

令和 5 年 4 月

久 喜 市

余熱利用施設及び
(仮称) 本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業
指定管理に関する年度協定書 (案)

久喜市 (以下「本市」という。) と【●●●●】 (以下「事業者」という。) は、本市と事業者が令和6年●月●日付で締結した「余熱利用施設及び (仮称) 本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 事業契約書」 (以下「事業契約」という。) に基づき、次の条項により余熱利用施設及び (仮称) 本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業指定管理に関する年度協定書 (以下「年度協定」という。) を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務 (以下「本業務」という。) の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする。

(年度協定の期間)

第2条 令和●年度 (20●●年度) の年度協定の期間は、令和●年 (20●●年) 4月1日から令和●年 (20●●年) 3月31日までとする。

(業務内容)

第3条 令和●年度 (20●●年度) の業務内容は、別紙の事業計画書に記載のとおりとする。

(サービス対価)

第4条 令和●年度 (20●●年度) の本業務の実施に係るサービス対価は、金【●●●●】円 (消費税等相当額を含む。) とし、年●回 (●月、●月、●月及び翌年●月) に分けて支払うものとする。

(本施設の休館日及び開館時間)

第5条 令和●年度 (20●●年度) の本施設の開館時間及び休館日 (公園においては利用時間) は、別表第1のとおりとする。

(本施設の利用料)

第6条 令和●年度 (20●●年度) の本施設の利用料は、別表第2のとおりとする。

(本施設の使用料)

第7条 本施設に係る建物及び土地の使用料は、無償とする。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、本市と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、本市及び事業者記名押印の上、各々1部を保有する。

令和[]年[]月[]日

久喜市

埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3

久喜市長 梅田 修一

印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

別表第1 本施設の開館時間及び休館日（第5条 関係）

施設名	開館時間	休館日
プール機能		
温浴機能		
トレーニング機能（トレーニングルーム）		
トレーニング機能（フィットネススタジオ）		
カルチャー機能		
飲食機能		
公園管理室		—
公園西側駐車場		—
公園東側駐車場		—
バーベキューエリア		—

別表第2 本施設の利用料（第6条 関係）

施設名	単位	利用料
プール機能		
温浴機能		
トレーニング機能（トレーニングルーム）		
トレーニング機能（フィットネススタジオ）		
カルチャー機能		
バーベキューエリア		